

令和5年度

第8回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和5年度第8回江別市農業委員会定例総会議事録

令和5年11月29日(水) 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員(18名)

佐藤和人
伊藤良明
中田和孝
保倉義治
植村登
佐藤昇
中島清文
砂川秀樹
西野純一
荻野雅志
田中浩一
得能謙二
保倉浩行
百瀬誠記
松下博樹
山田保彦
工藤多希子
浅野目貴史

2 欠席委員(2名)

山口利夫
長谷川礼子

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主査	川合	正洋
	主任	大野	慶廣
	主任	金澤	由希
	主事	武山	直人

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	報告第32号	現況証明願及び照会について
日程第5	報告第33号	農地法第3条の3の規定による届出について
日程第6	報告第34号	農地使用貸借の合意による解約について
日程第7	報告第35号	農地法第4条の規定による届出について
日程第8	報告第36号	農地法第5条の規定による届出について
日程第9	報告第37号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
日程第10	報告第38号	第8回農地常任委員会開催結果報告について
日程第11	報告第39号	令和5年度農地の利用状況調査結果報告について
日程第12	議案第28号	現況証明願及び照会について
日程第13	議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第14	議案第30号	第8回農用地利用集積計画の決定について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和5年度第8回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は18名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、中島委員、山田委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和5年度第8回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和5年11月29日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
- 事務局長 ご報告申し上げます。
令和5年度第7回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に長谷川委員及び山口委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
- 議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第32号

- 議長 日程第4 報告第32号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
武山主事。

- 武山主事** 報告第32号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
今回提出がありましたのは、No.19からNo.21の3件でございます。
土地の所在等は記載のとおりです。
No.19からNo.21は、公簿地目 畑3筆 計848.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。
これは、現地調査を行い農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。
以上でございます。
- 議長** これより報告第32号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
以上で報告第32号を終結いたします。

◎報告第33号

- 議長** 日程第5 報告第33号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
大野主任。
- 大野主任** 報告第33号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明申し上げます。
これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく、相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。
今回提出がありましたのはNo.8からNo.9の2件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。
内容につきましては、個人の相続によるものでございます。
以上、現況地目 畑7筆 計22,994.00㎡でございます。
説明は、以上でございます。
- 議長** これより報告第33号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
以上で報告第33号を終結いたします。

◎報告第34号

- 議長** 日程第6 報告第34号 農地使用貸借の合意による解約についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
金澤主任。
- 金澤主任** 報告第34号 農地使用貸借の合意による解約について、ご説明申し上げます。

今回通知がありましたのはNo.2からNo.4の3件で、全6筆 田
6, 290.00㎡、畑86, 399.00㎡ 計92, 689.00㎡でござ
います。

内容につきましては、使用貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があっ
たものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第34号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第34号を終結いたします。

◎報告第35号

○議長 日程第7 報告第35号 農地法第4条の規定による届出についてを議題
といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 報告第35号 農地法第4条の規定による届出について、ご説明申し
上げます。

今回届出がありましたのはNo.2の1件で、所在、地番等につきましては記載の
とおりでございます。

内容につきましては、市街化区域内にある農地を自らが農地以外のものへ転用
し利用するとして農業委員会に届け出るものでございます。

転用目的は、資材置き場の設営をするものでございます。

受理相当と認められましたので、農地事務取扱要領に基づき受理したものでご
ざいます。

以上、現況地目 畑1筆 計4, 311.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第35号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第35号を終結いたします。

◎報告第36号

○議長 日程第8 報告第36号 農地法第5条の規定による届出についてを議題
といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 報告第36号 農地法第5条の規定による届出についてご説明申し上
げます。

今回届出がありましたのはNo.3からNo.5の3件で、所在、地番等につきましては記載のとおりでございます。

内容につきましては、市街化区域内の農地について、権利の移動を伴い転用しようとするものであり、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

No.3の転用目的は、営農型太陽光発電施設の建設をするものでございます。

No.4の転用目的は、隣地の造成工事及び国道からの取付道路（進入路）新設工事に供する重機・トラック通路とするものでございます。

No.5の転用目的は、戸建住宅の宅地造成をするものでございます。

受理相当と認められましたので、農地事務取扱要領に基づき受理したものでございます。

以上、現況地目 畑3筆1,578.81㎡、その他1筆272.00㎡計1,850.81㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長 これより報告第36号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告第36号を終結いたします。

◎報告第37号

- 議長 日程第9 報告第37号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。

金澤主任。

- 金澤主任 報告第37号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのはNo.17からNo.34の18件で、全44筆、田99,458.00㎡、畑312,634.00㎡、その他580.00㎡計412,672.00㎡です。

内容につきましては、賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

- 議長 これより報告第37号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告第37号を終結いたします。

◎報告第38号

- 議長 日程第10 報告第38号 第8回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。
農地常任委員長の報告を求めます。
農地常任委員長。
- 農地常任委員長 報告第38号 令和5年度第8回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。
委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。
付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について
付議事件2 第8回農用地利用集積計画の決定について
事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。
以上でございます。
- 議長 これより報告第38号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
以上で報告第38号を終結いたします。

◎報告第39号

- 議長 日程第11 報告第39号 令和5年度農地の利用状況調査結果報告についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
川合主査。
- 川合主査 報告第39号 令和5年度農地の利用状況調査結果報告について、ご報告いたします。
これは、農地法第30条の規定に基づく調査結果を取りまとめたものです。
市内を8地域に分け、4月からの事前調査をもとに調査対象を抽出し、担当の農業委員と事務局職員が9月15日から10月27日まで調査を行いました。
資料は、調査を行った農地1筆毎の町名と地番、登記と現況の地籍と地目、所有者名、調査結果、現況などを整理したもので、合計54件100筆約48.47haになりました。
この結果を踏まえ、所有者または耕作者を対象に、今後の農地の利用意向を確認するための簡単なアンケート調査を行い、農地の有効利用の促進を図ります。
報告は以上です。
- 議長 これより報告第39号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
以上で報告第39号を終結いたします。

◎議案第28号

○議長 日程第12 議案第28号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、植村委員より説明願います。

○植村委員 議案第28号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。

今回願出がありましたのは、No.5の1件でございます。

願出人は電気事業者であり、管理する送電線の鉄塔の移設を行うため、令和4年4月1日及び令和5年4月1日に対象地を取得し送電用鉄塔6基を設置しましたが、登記地目が田のままであることから願出があったものでございます。

なお、当該鉄塔の設置については、電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に使用するものであるため、農地法施行規則第53条第11号の規定により農地転用の許可を要しないものです。

現地調査は、10月27日に浅野目委員、保倉義治委員、私、事務局から首藤主幹と日下部会計年度任用職員が参加し行いました。

土地の所在等は記載のとおりで、No.5の現況は雑種地のため、登記地目 田 598.90㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○議長 これより議案第28号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第28号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第29号

○議長 日程第13 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.7からNo.10の4件でございます。

No.7は、農業者個人間で賃貸借権の設定がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.8は、農地所有者個人から農業者個人へ所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.9は、共有名義農地の所有者2名の持ち分全てについて、共有名義の他の所有者1名へ無償贈与で所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.10は、今定例会の報告第36号の案件No.3において、営農型太陽光発電での農地転用届を届け出た転用発電事業者と当該農地の所有利用者であり貸主である学校法人との間で、地中に送電設備を敷設することに対する地上権の設定が無償でなされるもので、地上における農地利用に支障が見込まれず、当該地で他に権利設定をする者もおらず、確実な農地転用実施も見込まれることから、農地法第3条第2項但書に規定される権利設定に該当し、許可要件を満たすと考えます。

以上、4件5筆 計58,891.60㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長 これより議案第29号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第29号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請4件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第30号

- 議長 日程第14 議案第30号 第8回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主事。

- 武山主事 議案第30号 第8回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが13件48筆433,854.00㎡、利用権設定に係るものが13件85筆756,422.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

- 議長 これより議案第30号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.29を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

利用権設定のNo.29を除き採決いたします。

第8回農用地利用集積計画の決定について、申出25件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第30号の利用権設定のNo.29に対する質疑に入りますが、伊藤委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(伊藤委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第30号の利用権設定のNo.29を採決いたします。

第8回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

伊藤委員の復席を願います。

(伊藤委員復席)

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和5年度第8回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後4時2分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月29日

議長（会長）

署名委員

署名委員